

# 余市町 長期優良住宅建築等計画 認定申請等手数料

(平成 28 年 4 月施行)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下、「法」という。)に定める長期優良住宅建築物など計画の認定申請等の手数料は、次のとおりとなります。

## 1. 法第5条第1項、第2項、第3項に係る認定申請手数料

法第8条第1項に係る変更認定申請手数料(工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期の変更を除く)

1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る(変更)認定申請の総数で除して得た額となります。(端数は100円未満四捨五入となります。)

	住棟の 総戸数	法第5条第1項、第2項、第3項、 認定申請手数料		法第8条第1項 変更認定申請手数料		
		適合証を活用	性能評価書を活用	適合証を活用	性能評価書を活用	
新築	戸建住宅	1戸	13,000円	16,000円	10,000円	11,000円
	長屋等	2戸～5戸	24,000円	53,000円	19,000円	33,000円
		6戸以上	39,000円	85,000円	31,000円	54,000円
増改築	戸建住宅	1戸	20,000円		15,000円	
	長屋等	2戸～5戸	36,000円		28,000円	
		6戸以上	59,000円		47,000円	

※ 余市町は限定特定行政庁ですので、200㎡を超える「共同住宅」は認定対象外となります。

### 【手数料計算例(適合証交付済物件)】

(1)6戸建て長屋の全住戸(6戸)の認定申請をする場合

$$39,000円 \div 6戸 = 6,500(円/戸)$$

$$6,500(円/戸) \times 6戸 = 39,000(円/棟)$$

(2)6戸建て長屋の4戸のみ認定申請をする場合

$$39,000円 \div 4戸 = 9,750(円/戸) \approx 9,800(円/戸)$$

$$9,800(円/戸) \times 4戸 = 39,200(円/棟)$$

## 2. 法第8条第1項に係る変更認定申請手数料(工事着手予定時期、工事完了予定時期、譲受人決定予定時期の変更)

	変更認定申請手数料
1戸につき	770円

## 3. 法第9条第1項に係る変更認定申請手数料(譲受人決定)

	変更認定申請手数料
1戸につき	1,400円

## 4. 法第10条に係る地位の承継の承認申請手数料

	地位承継承認申請手数料
1戸につき	1,400円

## 5. 法第6条第2項に係る申し出をする場合

上記手数料のほか、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算します。